

令和 6 年度

財政援助団体等監査報告書

仙北市監査委員

仙発監第 11 号
令和 7 年 2 月 3 日

仙 北 市 長 田 口 知 明 様
仙 北 市 議 会 議 長 黒 沢 龍 己 様

仙北市監査委員 伊藤 登志雄

仙北市監査委員 小 林 幸 悦

令和 6 年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第 7 項の規定により、令和 6 年度の財政援助団体等監査を実施したの
で、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

目 次

第 1	監査の期間	5
第 2	監査の執行年月日及び対象団体	5
第 3	監査の方法	5
第 4	監査の結果	6
	よぶのる角館運行事業	8
	社会福祉法人 はなさき仙北補助金	10
	市民浴場 東風の湯【公の施設の指定管理者】	12
	スポーツ少年団本部補助金	14
	(一社) 田沢湖・角館観光協会補助金	16

注) この報告書における機関名(所管課・担当課)は、令和6年10月1日時点の名称である。

令和6年度財政援助団体等監査報告書

第1 監査の期間

令和6年11月11日から令和7年1月30日まで

第2 監査の執行年月日及び対象団体

財政援助団体等については、令和5年度に市が補助金等の財政的援助を与えた団体等の中から次の団体等を抽出し、監査を実施した。

執行年月日	所管課等	監査対象補助金等
令和6年 11月11日（月）	まちづくり課	よぶのる角館運行事業
11月12日（火）	子育て推進課	社会福祉法人 はなさき仙北補助金
	保健課	市民浴場 東風の湯 【公の施設の指定管理者】
11月20日（水）	スポーツ振興課	スポーツ少年団本部補助金
	観光課	（一社） 田沢湖・角館観光協会補助金

第3 監査の方法

監査対象団体等に係る出納その他事務の執行について、適正かつ効率的に行われているか、また、それに関する所管課等の事務が適正に執行されているかについて、関係諸帳簿の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、その他必要と認めた監査を実施した。

なお、監査における主な着眼点は次のとおりである。

1 財政援助団体監査

（所管課関係）

- （1）補助金等の決定は、法令等に適合しているか。
- （2）補助金等交付要綱は整備されているか。
- （3）補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。公益上の必要性が認められるか。
- （4）補助対象経費が明確になっているか。
- （5）任意団体に対する補助金等の経理についての指導監督は適切に行われているか。
- （6）補助金等の効果、条件履行の確認は実績報告書等により行われているか。

(団体関係)

- (1) 補助金等の交付申請書の提出、補助金等の請求・受領は適時に行われているか。
- (2) 補助事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分に効果が上げられているか。
- (3) 補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 補助金等の収支等会計経理は適正に行われているか。
- (5) 出納関係の帳票の整備、記帳は適正か。
- (6) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (7) 実績報告は適正に行われているか。

2 公の施設の指定管理者監査

(所管課関係)

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (6) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (8) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

(指定管理者関係)

- (1) 施設は関係法令（条例を含む。）の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- (4) 利用促進のための努力はなされているか。
- (5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

第4 監査の結果

今回の財政援助団体等監査では、公の施設の指定管理者1件を含む5件について、説明を求め監査を実施した。

監査の結果、補助金等は交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は概ね適正に処理されているものと認められた。ただし、一部に改善を要する事項が認められたので、今後の事務処理に万全を期するよう要望する。

補助金等交付要綱については、各々の交付要綱が制定されており、適正であった。

公の施設の指定管理者についても、概ね適正に処理されているものと認められる。ただし、急激な物価上昇に伴う経費の負担増が見込まれることから、指定管理者と十分協議のうえ、適切かつ効率的な管理運営に努められたい。

また、指定管理業務の担当課においては、指定管理者に対して、必要な指導を行うとともに、管理運営業務の履行状況及び経費の支出状況等を的確に把握し、適切な管理監督を行うことを望む。

各団体の概要等は、次頁以降のとおりである。なお、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、所管課長等に対して改善又は検討を要望したので、記述を省略する。

よぶのる角館運行事業

- | | |
|----------------|---|
| 1. 補助金等の名称 | 「角館オンデマンド交通」運営費負担金 |
| 2. 担当部課等名 | 企画部 まちづくり課 |
| 3. 交付団体等 | 東日本旅客鉄道株式会社 |
| 4. 補助金等交付金額 | 15,000,000円 |
| 5. 補助金等交付決定年月日 | 令和6年3月31日 |
| 6. 実績報告年月日 | 令和6年3月31日 |
| 7. 補助金等交付根拠等 | 仙北市における「角館オンデマンド交通」に関する連携協定書 |
| 8. 事業の目的 | 角館中心市街地において、ＪＲ東日本と連携協力しながらMaaSを活用した「角館オンデマンド交通」（よぶのる角館）を運営し、観光需要の創出ならびに地域住民の交通利便性向上に資する取組を推進する。 |
| 9. 事業の内容 | 観光旅客及び地域住民に向けた利用促進策の推進と、「角館オンデマンド交通」（よぶのる角館）の運営に向けた費用支出 |
| 10. 事業の効果・実績 | <p>【効果】</p> <p>事業周知や利用方法の浸透によって前年度より利用数が増えた。「よぶのる角館」の円滑な運行を継続することで、観光客及び市民の交通利便性向上に繋がった。</p> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none">・乗車人数 10,004人（令和4年度：6,286人）・運行日数 358日・1日平均乗車数 27.9人・運営費仙北市負担額 15,000,000円 |

11. 令和5年度決算収支の状況

(収入)

項 目	決算額 (円)
利 用 料 金 収 入	3,371,924
JR 東 日 本 負 担 額	24,869,371
仙 北 市 負 担 額	15,000,000
合 計	43,241,295

(支出)

項 目	決算額 (円)
角館オンデマンド交通運営費用	43,241,295
合 計	43,241,295

収入金額

支出金額

43,241,295円 － 43,241,295円 ＝ 0円

監査委員の意見

「よぶのる角館運行事業」は、観光促進や地域住民の生活を支える重要な交通手段として機能している。一方、負担金交付額も大きいことから、市と連携先東日本旅客鉄道株式会社間で定例会議を開催し、事業等に対する評価や改善点などについて検証していただきたい。

また事業性評価にあたっては、費用対効果の尺度や計画数値（KPI等）を明確にするなどPDCAサイクルを活用し事業をブラッシュアップしていくことを望む。

社会福祉法人 はなさき仙北補助金

- | | |
|----------------|---|
| 1. 補助金等の名称 | 社会福祉法人 はなさき仙北運営事業補助金 |
| 2. 担当部課等名 | 市民福祉部 子育て推進課 |
| 3. 交付団体等 | 社会福祉法人 はなさき仙北 |
| 4. 補助金等交付金額 | 339,392,680円 |
| 5. 補助金等交付決定年月日 | 令和5年4月1日 |
| 6. 実績報告年月日 | 令和6年3月31日 |
| 7. 補助金等交付根拠等 | 仙北市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例
仙北市補助金等交付規則 |
| 8. 事業の目的 | 多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。 |
| 9. 事業の内容 | 幼保連携型認定こども園の経営及び地域子育て支援拠点事業の実施。 |
| 10. 事業の効果・実績 | 【効果】
就学前の子どもの健やかな成長及び保護者に対する子育て支援の向上。 |

11. 令和5年度決算収支の状況

(収入)

項 目	決算額 (円)
保 育 事 業 収 入	935,113,384
(うち運営費補助金)	(339,392,680)
受取利息配当金収入	1,870
そ の 他 の 収 入	16,478,076
そ の 他	163,506
合 計	951,756,836

(支出)

項 目	決算額 (円)
人 件 費	759,985,039
事 業 費	93,803,063
事 務 費	37,134,484
そ の 他 の 支 出	464,581
そ の 他	16,450,230
賞 与 引 当 金 繰 入	43,919,439
合 計	951,756,836

収入金額

支出金額

951,756,836円 － 951,756,836円 ＝ 0円

監査委員の意見

補助金交付にあたっては、公平性・公正性の確保が強く要請されることから、事業ごとに補助金交付に関する要綱を設け、事業目的や補助金交付の対象、補助額等を明文化することを原則としている。

はなさき仙北に対する補助金は、「仙北市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例」及び「仙北市補助金等交付規則」に基づき交付されている。

なお、補助金交付にあたっての必要書類、審査方法等の手続きについては、条例や交付規則と手順が相違していたり、担当課や一部担当者の裁量に委ねられることのないよう、「手順書」や「マニュアル」を整備し手続きを平準化することを望む。

市民浴場東風の湯（公の施設の指定管理者）

- | | |
|----------------|--|
| 1. 施 設 の 名 称 | 仙北市民浴場 東風の湯 |
| 2. 施 設 の 所 在 地 | 仙北市田沢湖生保内字武蔵野111-8 |
| 3. 担 当 部 課 等 名 | 市民福祉部 保健課 |
| 4. 根 拠 条 例 等 | 仙北市民浴場条例 |
| 5. 設 置 目 的 | 温泉を利用した市民の憩いと、心身の保養を図る。 |
| 6. 開館時間及び休館日 | 開館時間：午前7時から午後9時まで
8月13日（お盆）・大晦日・元日は午前7時から午後5時まで
休館日：毎月第2・第4水曜日 |
| 7. 施 設 の 概 要 | ・面積 440.64㎡ ・構造 木造平屋建440.64㎡ |
| 8. 指定管理者選定方法 | 公募 |
| 9. 指 定 管 理 者 | (株)おもてなしせんぼく |
| 10. 指 定 期 間 | 令和5年4月1日～令和10年3月31日 |
| 11. 指 定 管 理 料 | 令和5年度 13,092,428円 |
| 12. 利 用 料 金 制 | 導入済 |
| 13. 指定管理者の主な業務 | ①運営業務
利用者が円滑かつ快適に施設を活用できるよう以下の業務を積極的に実施すること。
・市民浴場の利用促進のための活動
・市民浴場及び植栽施設、駐車場等の施設設備及び備品の維持及び修繕に関する業務
・事故等緊急時の対応
・上に掲げるもののほか指定管理者が市民浴場の運営上必要と認める業務
②維持管理業務
・安全面、衛生面、機能面の確保がなされるよう各施設を適切に管理する。
・日常及び定期的な施設の点検と補修修繕、清掃などの保守管理を適切に行う。
・設備の故障等、緊急時には迅速に対応できる体制を確保すること。 |

- ・小規模な補修等においても、利用者等の安全確保に万全を期すこと。

14. 令和5年度決算収支の状況

(収入)

項 目	決算額 (円)
指 定 管 理 料	13,092,428
利 用 料 金 収 入	9,765,750
そ の 他 の 収 入	639,434
合 計	23,497,612

(支出)

項 目	決算額 (円)
人 件 費	7,951,279
光 熱 水 費	7,916,569
設備等保守点検費	774,990
清掃・植栽管理費	118,800
施設維持修繕費	33,000
事 務 費	945,923
その他営業外費用	5,493,204
合 計	23,233,765

収入金額

支出金額

23,497,612円 － 23,233,765円 ＝ 263,847円

監査委員の意見

指定管理者と定期的に情報共有・意見交換するなど、事務処理等も適切に対応されているものと確認した。

スポーツ少年団本部補助金

1. 補助金等の名称 仙北市スポーツ少年団本部補助金
2. 担当部課等名 観光文化スポーツ部 スポーツ振興課
3. 交付団体等 仙北市スポーツ少年団
4. 補助金等交付金額 1,800,000円
5. 補助金等交付決定年月日 令和5年5月16日
6. 実績報告年月日 令和6年4月9日
7. 補助金等交付根拠等 仙北市スポーツ少年団本部規約
仙北市スポーツ少年団補助金交付要綱
8. 事業の目的 スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活性化を図り、楽しく、元気に安全に活動できる環境の設備と青少年の心身の健全な育成に資する事を目的とする。
9. 事業の内容 ①7月末までに日本スポーツ少年団への登録集計（仙北市分）を終え、県に報告。
②8月初旬までに全団に第一次育成費を支給。第二次育成費については、常任委員会で検討し3月末まで支払いを決定。
③全県大会以上の大会に参加した団に仙北市スポーツ少年団補助金交付要綱により大会派遣費を助成。
④指導者養成講習会受講集計、また、指導者にはスポーツ少年団指導者倫理規定に基づく指導の周知。
10. 事業の効果・実績 【効果】
指導者の養成と資質の向上、体力育成・活動の充実また、大会派遣費の補助等单位団の活動・運営等に寄与する。
【実績】
団総数は25団、団員総数は464名、指導者総数（本部登録者も含む）は189名。各団に団員登録数に応じて育成費補助金を支給。育成費補助金総額は795,000円。（第一次育成費7月末）
また、派遣費補助金は県大会以上の大会に参加した9団体に対し総額1,101,680円を支給。

11. 令和5年度決算収支の状況

(収入)

項 目	決算額 (円)
補 助 金	1,800,000
登 録 料	735,200
研 修 参 加 費	64,000
雑 収 入	9
繰 越 金	155,519
合 計	2,754,728

(支出)

項 目	決算額 (円)
総 務 費	771,048
事 業 費	1,972,680
予 備 費	0
合 計	2,743,728

収入金額

2,754,728円

支出金額

2,743,728円

= 11,000円

監査委員の意見

過年度の指摘事項を踏まえ、補助金交付事務手続きの改善に取り組むなど、事務処理等も適切に対応されているものと確認した。

(一社) 田沢湖・角館観光協会補助金

1. 補助金等の名称 (一社) 田沢湖・角館観光協会補助金
2. 担当部課等名 観光文化スポーツ部 観光課
3. 交付団体等 (一社) 田沢湖・角館観光協会
4. 補助金等交付金額 25,000,000円
5. 補助金等交付決定年月日 令和5年4月1日
6. 実績報告年月日 令和6年3月31日
7. 補助金等交付根拠等 田沢湖・角館観光協会補助金交付要綱
8. 事業の目的 「私たちは地域の歴史・文化を育み観光産業を通じ、市民や旅人を幸せにします。」を理念とし、仙北市の観光産業の振興を推進するため地域経済の発展と生活及び文化の向上に寄与することを目的とする。
9. 事業の内容
 - ・ 秋田県、(一社)秋田県観光連盟、地方公共団体、関係諸団体等との観光連携に関すること。
 - ・ 観光客の誘客促進に関すること
 - ・ 観光情報の集発信及び宣伝に関すること
 - ・ 観光環境の整備に関すること
 - ・ 観光資源並びに観光素材の調査及び研究に関すること
 - ・ 観光関連商品の販売促進に関すること
 - ・ 観光誘客事業の実施及び協力に関すること
 - ・ 各地域固有の事業継承に関すること
 - ・ 旅行業法に基づく旅行業に関すること
 - ・ 駐車場の管理及び運営に関すること
 - ・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
10. 事業の効果・実績
 - 【効果】
観光ブランドとして認知が図られている「田沢湖・角館」を積極的にPRすることにより、観光地としての宣伝効果を高めることができる。観光産業の振興による地域経済の活性化が期待できる。
 - 【実績】
 - ・ 「あきた花紀行」を4年ぶりに制限のない状態で開催し、観光入り込み客数は前年比116.3%と伸びた。
 - ・ 日本酒、発酵食品に関する体験型コンテンツの開始。
 - ・ 田沢湖ラウンドテーブルでワークショップの開催。また、国立・国定公園候補地選定に伴う勉強会の開催。

- ・雫石・田沢湖・角館地域誘客促進事業でスタンプラリーを実施し、2,418件の利用があった。
- ・教育旅行の誘致や観光PRキャンペーン等で、計11回参加。
- ・田沢湖畔の景観保全として除草作業を実施。(4月、11月)
- ・「上桧木内紙風船上げ」と「火振りかまくら」の小正月行事体験型コンテンツの実施。
- ・角館武家屋敷通り臨時駐車場を令和5年4月8日～令和5年11月19日の95日間開設した。

11. 令和5年度決算収支の状況

(収入)

項 目	決算額(円)
補 助 金	36,491,000
(うち仙北市補助金)	(25,000,000)
繰 入 金	2,500,000
雑 収 入	84
合 計	38,991,084

(支出)

項 目	決算額(円)
法 定 福 利 費	40,666
福 利 厚 生 費	102,188
補 助 事 業 費	18,097,882
委 託 料	772,970
リ ー ス 料	1,073,092
水 道 光 熱 費	217,480
車 両 関 連 費	78,338
事 務 消 耗 品 費	680,054
消 耗 品 費	58,923
支 払 保 険 料	96,810
租 税 公 課 費	38,612
接 待 交 際 費	715,262
旅 費 交 通 費	458,928
通 信 費	248,753
支 払 手 数 料	935,641
会 議 費	6,166
諸 会 費	945,471
図 書 教 育 費	34,718
雑 費	55,527
各 支 部 勘 定 操 出	15,400,000
合 計	40,057,481

収入金額

支出金額

$$38,991,084円 - 40,057,481円 = \triangle 1,066,397円$$

監査委員の意見

過年度の指摘事項を踏まえ、補助金交付要綱を制定し事務手続きの改善に取り組んでいるところであるが、担当課と観光協会との情報共有不足等により補助金交付にあたって一部に錯誤が見られた。

今後の補助金交付にあたっては、観光協会が策定する事業計画を精査し、事業運営に係る定期的な協議、情報共有など連携を一層密にし、補助対象事業と補助対象経費の明確化及び報告義務、補助額決定までの事務手続きを実態に即し適切に実施することを望む。